

不法投棄・ごみの野焼きはやめましょう



◆不法投棄は犯罪です

道路や山林、河川、海などにごみを捨てる不法投棄は、絶対にやめましょう。ごみは捨てる人が責任を持って処分する必要があります。誰が捨てたか分からない場合、その土地の所有者や管理者が処理しなければならず、大きな負担となります。

違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方を科されることがあります。

◆ごみの野焼きは禁止されています

ごみ（廃棄物）の野焼きは、一部の例外を除き法律で禁止されています。

違反した場合は、不法投棄と同様に、罰せられることがあります。

【野焼き禁止の例外】

- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却（例）どんと焼きなど
- ・農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例）農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却など
- ・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で、軽微なもの
（例）バーベキュー、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など

【不法投棄・ごみの野外焼却を見つけたときは】

- ・直ちに警察へ通報してください。

【やむを得ず軽微な焼却をする場合は】

- ・ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする。
 - ・煙の量や匂いは少量にとどめる。
 - ・風向きや時間帯を配慮する。
 - ・あらかじめ消防署に届け出る。
- ※林野火災警報・注意報の発表状況をあらかじめ確認してください。
※焼却後の灰は、清掃センターへ持ち込みできません。
※草花は、根などについている土を取り除いた上で、燃えるごみとして出せます。伐採した枝は長さ1m程度、太さ30mm程度にしてビニールひもなどで縛り、燃えるごみとして出せます。

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線122、123、126)

電気自動車の購入や充電設備の導入に係る費用を助成します



市では、電気自動車（EV）の購入やEVを充電するための充放電設備の導入に対し、費用の一部を助成する制度を始めました。下記条件を満たせば、購入・導入後でも申請を受け付けます。

詳しくは、市役所まちづくり推進課生活環境係へお問い合わせください。

	EV	充放電設備
対象者	・自家用として購入する市民 ・営業用として購入する市内事業者	・市内住宅に導入する市民 ・市内の営業所などに導入する市内事業者
対象品	本年4月1日以降に新規登録を受けたEVで、自ら使用するもの	本年4月1日以降に工事契約を締結した未使用の設備で、国の補助対象機種であるもの
補助額	1台まで上限10万円	1基まで上限10万円
必要書類	① 申請書および申請内訳書（市様式） ② カタログ、仕様書など車両・設備の概要が分かる書類 ③ 見積書など経費の内訳が分かる書類 【④～⑥は購入・導入後の場合】 ④ 領収書など支払いを確認できる書類 ⑤ EVの場合、車検証の写し ⑥ 充放電設備の場合、設置先の住宅や事務所の概要が分かる書類	

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線122)

地域の環境を守るために



◆ごみ集積所の修繕・統合に対し助成しています

市では、地域のごみ集積所を修繕・統合する場合に、行政区ごとに設置された公衆衛生組合（以下「組合」）に対し、助成を行っています。

対象者	ごみ集積所を修繕や統合しようとする組合 ※修繕の場合、過去5年間に本補助金の助成を受けていないもの。
助成額	修繕・設置などの費用（税抜）の2分の1以内（上限5万円）※千円未満切り捨て
必要書類	① 申請書（市様式） ② ごみ集積所の位置図 ③ 構造概要図 ④ 設置費用などの見積書の写し
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は各組合単位としています。個人による申請はできません。 ・ごみ集積所を移設する場合も助成対象となります。なお、移設先は市有地に限ります。 ・市の許可なく設置したごみ集積所などは、ごみを収集しません。 ・修繕や統合のため、市のごみ収集業務に影響が出る場合があります。申請者（組合長）は、事前に必ず市役所まちづくり推進課に相談してください。 ・補助金の交付決定とごみ集積所設置許可の判断基準は異なります。関係法令、道路状況や周辺環境が適していない場合、収集できないことがあります。

◆コンポストなどの購入に対し助成しています

市では、微生物の力で生ごみを堆肥化する木製・プラスチック製のコンポストや、乾燥や分解で生ごみを処理する電動生ごみ処理機を購入した人に、陸前高田地域共通商品券による助成を行っています。

	コンポスト	電動生ごみ処理機
対象製品	市販の木製・プラスチック製コンポストおよび電動生ごみ処理機 ※市内事業者からの購入にご協力をお願いします。	
助成額 (地域商品券)	税抜購入額の2分の1※千円未満切り捨て	
	上限7千円	上限3万円
必要書類	① 申請書（市様式） ② 領収書または販売証明書の写し	

◆地域の資源集団回収に奨励金を交付しています

市では、空きびんや空き缶、古紙などのリサイクルできる資源の回収や専門業者への引き渡しを行った各種団体に対し、奨励金を交付しています。

対象団体	年2回以上、資源集団回収を行う非営利の団体（町内会やPTAなど）	
交付額	回収した資源ごみの種類と量に基づく交付金	① 紙類（新聞紙、雑誌、牛乳パック、段ボールなど）…1kgにつき7円 ② 金属類（空き缶、鉄くずなど）…1kgにつき7円 ③ ビン類…6円/本 ※専門業者へ引き渡した際に値段がついたもの（有価物として買い取られたもの）が対象です。値段がつかなかったものは助成対象には含めません。
	実施回数に基づく奨励金	1回当たり千円、上限12回
必要書類	実施前	事前登録届（市様式）
	実施後	① 申請書（市様式） ② 回収仕切り伝票（専門業者が発行）

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課生活環境係(内線122、123、126)